

令和4年第1回定例会 口頭報告

(令和4年2月22日)

令和3年度 定期監査第三期の結果について、ご報告いたします。

今回は、区民部、地域のちから推進部、福祉部、会計管理室及び選挙管理委員会事務局を対象に、主に令和2年度の事務事業について監査を実施いたしました。

その結果、指摘事項が1点、及び監査委員意見が1点ございます。

指摘事項は、「福祉事務所における特殊勤務手当の支給について」でございます。

職員に支給する特殊勤務手当については、足立区職員の特務手当に関する条例第2条で、その一つとして福祉業務手当が定められ、同条例施行規則第2条別表で、各特殊勤務手当の支給範囲、支給額が定められております。

中部第二福祉課では、窓口面接業務における、この福祉業務手当の支給について、当該手当を支給すべき業務に従事しているにもかかわらず当該手当を支給していないもの、当該手当を支給すべき業務に従事していないにもかかわらず当該手当を支給しているものが多数認めら

れ、それら誤りのあるものの割合が全体の13%近くに及んでおりました。このような状態は、単に事務処理の誤りということだけではなく、事務管理の観点からも問題があるものと考えられます。

今後このような事務の執行がなされることのないよう必要な改善措置を講じるよう指摘いたしました。

監査委員意見は、「業務委託契約の競争入札における予定価格の適正な設定」に関するものでございます。

競争入札により業者選定している同種の業務委託契約において、1事業者に下見積もりを依頼し、その下見積価格を予定価格として設定し、当該事業者が全て落札している契約が見受けられました。

1事業者からの下見積価格をそのまま予定価格として設定することは、競争入札における予定価格の適正性確保と守秘の重要性に鑑みると、契約手続きにおける公正性、適正性、及び経済性確保の観点から不適切であると思われれます。

足立区契約事務規則第19条第2項や、契約事務の手引き(物品)において、予定価格は適正に算定すべき旨、規定されており、令和2年3月の足立区公契約等審議会報告書においても、「複数の事業者から見積りを取得し、

比較をした上で金額・内容が妥当であるか検討し、予定価格を決定しなければならないところ、実際には1事業者のみから見積りを取得し、その見積価格をそのまま予定価格として記載していた」ことが不適切事項として指摘されております。

しかし、依然として、1事業者による見積価格を予定価格とすることが安易に行われている実態が見受けられることは問題であることから、競争入札が形骸化しないよう改善を求めたものでございます。

執行機関におかれましては、監査結果に十分留意され、適切な事務の執行を期されますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、定期監査第三期の報告とさせていただきます。